

狭あい道路の整備のため補助を行います



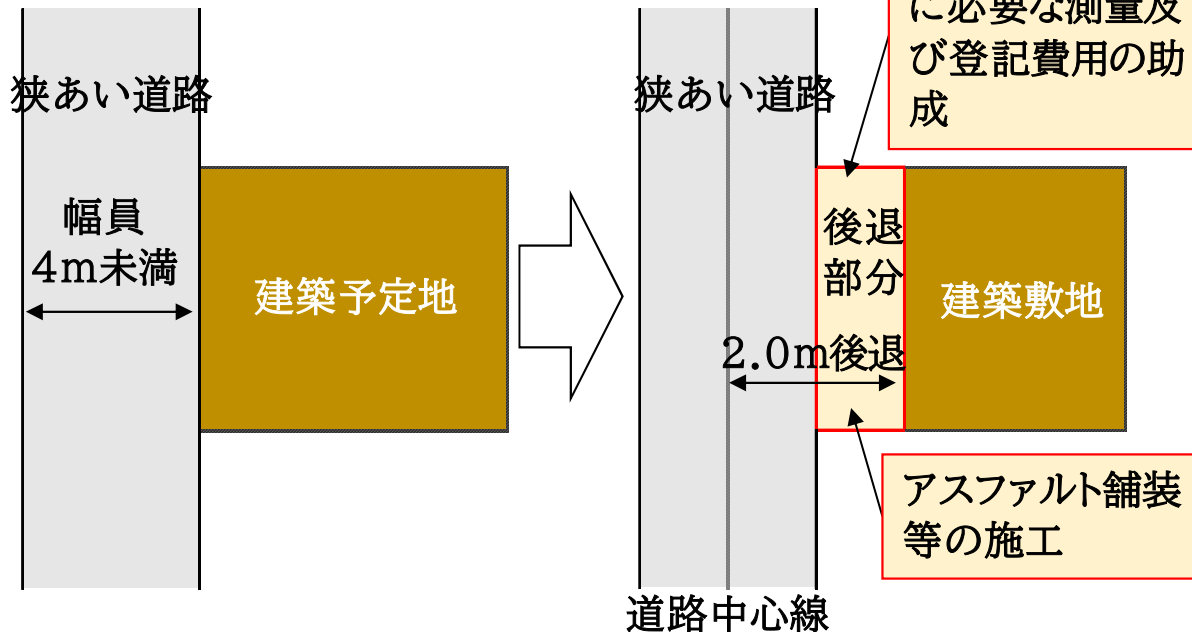
道路は、歩行者、自転車、自動車などの日常の移動経路であるだけでなく、災害時の避難、救急車や消防車などの緊急車両の通行、そして日照、採光、通風を確保する空間として、重要な役割を果たしています。しかし、市内には幅員が4mに満たない狭あい道路と呼ばれる狭い道路が多く残っています。この道路に面して建築物を建築する場合は、道路中心線から2mの後退(セットバック)が必要になります。

市は、市民の皆様の建築等の機会をとらえて、道路用地の寄付による協力を得て狭あい道路を解消し、日常生活はもとより緊急時も安全で安心なまちづくりを進めていきます。

『狭あい道路とは』

建築基準法第42条第2項では、以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路に接して建築物を建築する場合には、原則として道路中心線からそれぞれ2mの線を道路境界線とみなすことになっています。このような道路であって、市道及び市長がこれと同等と認める道路。

整備のイメージ



○補助の対象

市街化区域内にある狭あい道路に接する敷地で、

- ①建築確認申請をするもの
- ②既に建築物が建築されている敷地で適正に後退がなされているもの

○助成費用

- ・市街化区域内で防災街区課題地域外
⇒ 費用の1/2 上限20万円
- ・防災街区課題地域内で市が測量を行う区域を除く
⇒ 費用の2/3 上限30万円

○問合せ先

三木市都市整備部建築住宅課指導係
電話:0794-82-2000
Eメール:kenchiku@city.miki.lg.jp